

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年6月25日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後12時15分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	庶 務 係 主 幹 杉本 裕未 議 事 係 主 任 福田 佳菜		
出 席 説 明 員	【福祉部】 福 祉 部 長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大 【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 径 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 それではただいまより福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程はお手

元に配布のとおりです。今回、市立病院の議案がないため、福祉部の議案審査を行い、その後、健康子ども部の順に進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは福祉部の議案審査に入ります前に、藏増福祉部長より挨拶をいただきたいと思います。藏増部長。

○**藏増祐子福祉部長** おはようございます。福祉部の藏増でございます。本日の案件でございますが、前回の委員会 6 月 17 日に説明をさせていただきました一般会計補正予算のうち、所管に関する部分とそれから後期高齢者医療費特別会計補正予算、そして専決処分事項の報告及び承認の所管に関する部分ということになっております。そして、その他の報告といたしまして事業所の行政処分について御報告をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますようお願いいたします。執行部及び委員の皆様にも再度お願いいたします。それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 概要書の 18 ページの上段で社会福祉施設改修事業費ですけれども、令和 7 年 3 月に設備の報告があったということで、この施設は平成 4 年開設されて 30 年経過して、その部品の調達ができなくてっていう説明をいただきました。こういうふうにだんだんとこの古い設備のものはこういった調達できないのかなと思うんですけども、こういう場合、今後のこと考えたときに、少しでも早くこういう異常を見つけるとか、早期のこの修繕とかっていうことができていれば、調達にこういった部品がなかったとか、そういうことがなかったのかなとか、そういったことについてはどんなふうに認識されていますでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。御質問いただきました。設備が古くなったりとか、故障をするまで修繕ができていないというようなことで、今回も修繕が故障してからということで部品の調達ができないっていうようなことになっておりまして、そのことにつきましては、修繕っていうのはやはり各施設ごとで優先順位を決めて修繕をしております、やはり年数たつと古くなってきて、同じような年数を経過すると、どうしても同じような時期に設備が故障するっていうことが起こる可能性が高いということで、この厨房の給排気ファンにつきましても、これまでは正常に動いていて、点検もきちんとしていて、正常に動いている中で故障してしまったということで、それで今回も故障で部品もないし、新しいものを更新するということになっているんですけども、やはりできるだけ、この指定管理者の施設ですけれども、指定管理者の施設のそういった設備についても指定管理者さんと常に情報を共有しながら、できることからしていきたいなというふうには考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。確かに普通の家庭でも1つのものを替えると、何かぞろぞろと電気製品が壊れたりっていうことあるので、機械ってそういうものなのか、いつも一緒に使っているとそういうものなのかなというふうに思うんですけども、ぜひそういった部品っていつ壊れるか分からないっていうことも認識しながら、そういう日々の点検というか、そういうのもしっかりとしてもらってということが必要なのかなというふうに今回のこの事例見させていただいて感じましたのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 関連ですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今の給排気ファンの修繕です。今後なんですけど、次の予定がどういうふうに考えられているのかなと、ほかにも次々あるのかなというようなことも思いますので、ちょっとその辺の今後どういうふうに施設のほうを考えたり、それから市のほうが考えているのかということが1つと、それから同じくやすらぎでは債務負担行為も出ていまして、そちらは積立て、指定管理者が積立金をしておられて、それを600万、それを一部使ってというものもあります。これも261万でなかなか大きなものなんですけど、その辺の予定との関係なのかもしれないですけど、どれくらいのは施設のほうにも負担をしてもらってその600万を使うというような基準があるのかなのか、その辺も含めてお願いします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。やすらぎの修繕計画といいますか、修繕の今後の予定につきましては、このやすらぎの指定管理期間が今年度いっぱい更新になります。ですので、7年度までの修繕計画につきましては法人さんのほうからいただいているところでして、今後、このたびの高圧受変電設備の更新が大きなのがあったんですけども、それ以降の大きな設備の更新としましては、法人さんのほうが言われているのはナースコールの設備を更新したいというようなことをおっしゃっておられることと、あと、それからLEDの電気ですね、施設古いですのでLEDの電気ではないために、そのLEDの電気に交換するような設備の更新っていったものを計画しているということをお伺いしているところです。

このたびその高圧受変電設備のほう、債務負担のほうになりますけども、こちらのほうに納付金を充てさせていただいているということにつきましては、この納付金を令和5年度から、それまではあすなろの法人さんのほうで積み立てていただいていた分を令和5年度～7年度の間については市のほうに納付金として納めていただいて、市で積立てをしてこういった大規模修繕に使うということに整理させていただいております。そのときに、この納付金を使うのは100万円以上の修繕を対象としたときに使うかどうかを検討するというところで整理しております。それで、このたびこの給排気ファンと高圧受変電設備がありまして、こちらの高圧受変電設備のほう整備の費用が高額ですので、こちらのほうに7年度のその施設の積立て、納付で積み立てたお金600万円全額を充てさせていただいて、給排気ファンのほうは充てるお金がないので充てないでおきまして整備をさせていただくというふうにさせていただいているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かりました。ちょっと L E D の電気交換これからとか、今ちょっと思ったりしたんですけど、計画的に大事な施設だと思いますので、修繕の手当が必要だと思います。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。ほかにございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 関連です。今の社会福祉施設改修事業費の関連なんですけども、今回のこのやすらぎの改修のほかに何かあったのかなと思って、当初予算、事業別概要書の中で当初予算補正前額のほうで 8,544 万 5,000 円とありまして、これ予算書のほうをちょっと見ると、どこを改修したのかという辺りが事業別概要書のほうも見当たらなかったもので、その辺りこの補正前額の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。令和 7 年度当初の予算の内訳でございますが、まず、金額が大きいものから、これ 1 つが高齢者福祉センターの屋上の防水と、あと、外壁の改修工事の経費としまして 7,207 万 5,000 円を計上しております。これ 6 年度～7 年度の事業としまして、6 年度に債務負担を設定いたしまして取り組んでいる事業となります。それからなごみ苑の自動火災報知設備等の改修をすることとしまして 344 万 3,000 円を計上しております。あと、福部のほっとスイミングプールの配管の修繕ですね、さびたりしてまして、その配管の修繕をするのに 376 万 2,000 円を大きなところでは計上させていただいているところ です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。よく分かりました。こういった社会福祉施設も修繕とか多くかかってくるところあると思いますけども、計画的に行っていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

◆岡田 実委員 続いてよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 別件ですか。

◆岡田 実委員 別件です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 別件です。事業別概要書の 17 ページの上段なんですけども、レーク大樹等温泉供給施設管理事業費についてです。この源泉ポンプの修繕というところもあったんですけども、この源泉ポンプの配湯先、温泉の配湯先なんですけども、レーク大樹以外にもこれあるのかどうかについてをお願いします。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。今お尋ねいただいたのはこの源泉のポンプからレーク大樹以外にどこか配湯先があるかというお尋ねでございました。ちょっと今いつまでという年度がぱっと思いつかないんですけども、実は昔、因幡路と言っていた、ウェルネス因幡路というところと、レーク大樹と 2 か所にお湯を配湯していました。ところが、そちらのウェルネス因幡路のほうで、もう休館をするということで今そちらのほうの配湯のほうは行っておりません。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 分かりました。因幡路のほうというところで、となるとこの源泉はレーク大樹、言ってみると専用のような今、状況にはなっているんですけども、この源泉ポンプなわけですから、源泉含めてレーク大樹専用のような形になっているんですけども、ここのまず管理のその収支、収入と支出ですか、そのポンプ含めて、源泉も含めてなんですけども、ここの収支は黒になっているのか、赤になっているのかといいますか、その辺で言ったらどうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。まず、このたびのこのポンプの修繕につきまして、財源としては温泉使用料を充てているということを事業別概要にも書かせていただいております。まず、このポンプを管理していくためには、いわゆるポンプ動かすのも電気でするので、電気代であったりとか、このたびのこの修繕のきっかけになりました定期点検、年に 2 回の定期点検、こういったものの費用がかかっております。ちょっとまた金額はまた後ほど、説明させていただきます。収入のほうは、今はレーク大樹だけなんですけども、レーク大樹さんにこの使った温泉の数量に応じた金額を水道料金と同じように二月分をまとめて請求をさせていただいて払っていただいているということでございます。

まず、かかる経費のほうです。年間でポンプ設備の保守点検といたしまして 7 万 3,260 円、あと、施設の電気料、今 7 年度の見込みなんですけども、18 万 4,000 円というような経費がかかる見込みでございます。それに対しまして、徴収しておりますレーク大樹のほうの料金、使用料ですね、これは年間約 78 万円です。実績といたしましては令和 6 年度が 87 万 2,731 円、令和 5 年度が 73 万 7,928 円ということで、今年度は歳入予算としては 78 万円を予定しているということでございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。大変な、額は少ないんですけど、黒といいますか、順調に維持管理、保守されているというところを伺いました。そうなりますと、今はレーク大樹だけなんですけど、以前はウェルネスというんですか、因幡路も使ってたというところもあるんですが、今後この源泉の利活用といいますか、についての計画なり今後の見通しなりそういったものはありますでしょうか。ありましたら教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。ここの源泉につきましては、実はこのレーク大樹を、ちょっとすみません。これもいつ、はっきりした年度覚えてないんですけども、以前は、建てた当時、これは教育福祉振興会という団体で建てていただいて、ずっと維持管理というか、運営していただきました。それをいわゆる今のレーク大樹の経営しとられる会社に、いわゆる譲渡するということが決まって、すみません。ちょっと年度うろうろしてまして。譲渡する際に、この源泉を同時に権利を譲渡してしまおうかという話もあったようには聞いております。ただ、その当時、源泉は市で持つとくというようなことになりまして、結局は建物、レーク大樹の建物のみを譲渡したというふうなことを聞いております。

今後のその利活用ということに関しては、ちょっとまだ何も、すみません、想定はしてなくていたんですけども、実は源泉の位置が相当距離が離れているところにありまして、場所と言

いますと、鹿野倉吉線、地方道の鹿野倉吉線のあそこにダイトリっていう企業、会社がある、あそこに大きな工場がある、そのその向かい、県道挟んで向かい側少し入ったようなところにあります。なので、距離的には田んぼの中、水路渡って田んぼの中、通って行ってっていうようなレーク大樹まで相当な距離がありますんで、性質的には確かに温泉なんでしょうけども、当然お湯としては向こうでは沸かして温めて使用しとられるというようなこともありまして、どれだけの温泉としての魅力があるのかなっていうのは個人的には感じています。

あと、この距離が長いことによって、送る間まで全部鳥取市の管理になっています。源泉からずっとパイプ通して向こう側の受水槽までに到達するまでが鳥取市の管理になるので、過去にもお湯が濁ったとかいろんなことでまた対応したりとかっていうこともありましたので、収支的な今の費用だけではちょっとはかれない部分もあるのかなというようなことで、議員さんおっしゃるように、今、配当先がレーク大樹 1 本になったので、併せて引き受けていただくっていうのも選択肢の 1 つではあるのかなというふうには思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 詳しい説明ありがとうございました。とてもイメージがつかしました。ダイトリのところの県道の前というところで。それだけの配湯管、パイプがありますと地下埋設物に近いものだと思いますので、今はいいんでしょうけども、劣化した瞬間に相当な建設費用が発生します。実は鹿野のほうの温泉もそういう状況にもなっているんですけども。となりますと、その温泉の源泉の温度がちょっと何度か分からないんですけど、沸かしで使ってるってところもあったりもするんですが、今後のレーク大樹の温泉に対する PR の仕方もそうでしょうし、鳥取市としてその源泉、温泉の源泉とパイプの維持管理について、これはもう方向性を見定めてもう一度譲渡するのがいいのか、このまま市が管理し続けていくのがいいのか、っていうのも管理していったときに、いつかはそれ減価償却した段階で敷設やり直してっていうこともあると思いますので、そこの経費も計算といいますか、勘案した中で将来的な見通しっていうものを立てていただければいいようにこれは意見としてお願いします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。2 つあります。17 ページの下段の災害弔慰金の基準は、これは市の基準なんでしょうか。これ初めてのことでその辺教えてください。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 すみません。基準というのは金額の基準であったり、支給の基準とか。すみません。

◆岩永安子委員 特別失踪に伴って死亡の場合 250 万出すという、災害弔慰金を出すというこの基準は初めてのことで、市の基準なんでしょうかということです。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。まず、この弔慰金につきましては国のほうの法律がございまして、災害弔慰金等の支給等に関する法律というのがございます。こちらの中で、いわゆる災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給するといったようなことが法律で定まっております。どういったときに対象になるのかということで、例えば災害救助

法で、いわゆる適用になるような災害の場合というようなことが、ざっくり言います。そういった災害のときに亡くなられた方があれば弔慰金の対象になるということが定められております。

このたびの令和 5 年の台風第 7 号は、災害救助法の適用になるような災害でしたので、まず、その対象になると。あとは、今、事業の概要のほうでは特別失踪というようなことで理由を上げてますが、いわゆる災害で亡くなられたということが確認できれば対象になるということです。ですので、実際に流されて川の中で見つかったとか、地震で倒れて家の中で潰されて亡くなったというような方については、もう明らかに災害によって亡くなられたということが判明するので弔慰金の対象になる。この方の場合一旦行方不明になられていて、それが災害によるものなかどうなのかという判断ができなかったというのが 1 つあります。

そこで家族さんもやっぱり亡くなられたことをすぐには認めたくないというようないろんな感情もありだったでしょうし、ただ、いつまでも何かもやもやしたっていうようなこともあったでしょう、という中で、特別失踪と、いわゆる災害でいわゆる危難失踪っていうようなことであれば 1 年で失踪が認められると、家庭裁判所の手続で認められると。そうなればこちらでも災害によって亡くなられたと推察できるということから、特別失踪の手続ということをお家の方さんと話をさせていただいて手続をされたということでございます。この弔慰金で特別失踪が要件ではなくて、災害によって亡くなられたということが確認できれば弔慰金の対象になるということでございます。

あと、金額のほうにつきましては、亡くなられた方がその世帯の生計中心者であった場合は 500 万、それ以外の方であれば 250 万というのが、これも法律のほうで決まっております、この方の場合 250 万、生計中心者ではなかったということで 250 万。財源といたしましては、前回にも説明させていただきました 2 分の 1 が国の補助、4 分の 1 が県補助、残りがいわゆる一般財源という財源になっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 よく分かりました。ありがとうございます。委員長、もう 1 つあります。いいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 どうぞ。

◆岩永安子委員 19 ページの障がい児・者地域生活体験事業費です。地域生活を試行的に体験するホームに運営経費の一部を助成するものということです。これも、私、初めて、前からあった制度なんですけど、今回金額上がったということです。県内及び市内のこの事業所の実態を教えてください。それと実際、地域生活への移行にはどの程度つながっているのかなっていう効果というか、その辺を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枅谷です。地域生活体験事業の実態と効果というような御質問だったと思います。こちらにつきましては鳥取市内に 1 事業所、また、県内では西部に、米子のほうに 2 事業所、計県内で 3 事業所がこの事業に取り組んでおられます。こちらにつきましては鳥取県が基準等々定めておられるものでして、施設基準を県が定められまして、

指定を受けて、それで運営するときには県とその自治体のほうで 2 分の 1 ずつを運営費について支援するといった内容となっております。

令和 6 年度鳥取市内の状況ですけれども、この事業につきましては 12 名の方が利用されて 1 年で 90 日体験をされておられるというところでございます。効果につきましてはこの 12 名のうち、お一人の方、その方についてグループホームに暮らしておられた方ですけれども、市内のアパートに転居されて 1 人暮らしを始められたと。体験の中での調理、そういったものを生かしながら暮らしておられるということを報告を受けておるところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 12 人の方が利用されて、そのうち、お一人の方が 90 日、違うわ。12 人の方で 90 日の体験の予算。調理をっていうのがちょっとよく分からないんですが、お一人の方が調理をって、そこをちょっと教えてください。

◆勝田鮮二委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 すみません。ちょっと説明が不足しておりました。この事業自体は、例えば在宅で一人暮らしをされている方もしくは施設、障害者施設のほうで暮らしておられる方を対象としております。身体、知的、精神、いずれの障がいを持たれる方でも利用できるというものでございます。そういった方々が一人暮らしをしたいという意向を持たれている際に、いきなり一人暮らしをするといろいろと掃除、洗濯、買物等々、いろいろ調理等々不安があるといった方が試行的に 2 泊 3 日とか 3 泊 4 日とかという形で利用をされる事業になります。

それで基本的には支援者の方はおられますけれども、あくまで見守りということと、あとは声かけ等々、どういった形でやったらいいよみたいなアドバイスをされることがメインとなっております。それで、令和 6 年度に一人暮らしをされた方については 1 人で調理をするということにかなり不安がおありになる方の方でして、そちらについて体験をしながら、支援者の方にアドバイスをいただきながら自信をつけられて一人暮らしにつながったと、そういった内容となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。これは運営する事業者に対する補助額が上がったということなんですが、利用する本人さんは利用料というのがあるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 本人さんの利用料ですけれども、基本的には 1 日当たり個人負担は 1,000 円、内訳としては家賃相当額が 800 円と光熱費相当額が 200 円という利用料で利用をされている状況でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 85 号令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして議案第 85 号令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 まず、暫定運用によって、後期高齢者のマイナ保険証の利用率がほかの年代と比較して、相対的に低い状況にあるということで、今回こういう 1 年間資格確認書を全ての後期高齢者対象者に送るということになったということなんですが、具体的に利用率がどの程度なのかというのは分かりますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。鳥取県の後期高齢者医療広域連合のほうより報告を受けております鳥取市の後期高齢者の方のマイナ保険証の利用状況ですが、令和 7 年 4 月現在です。利用率としては 29.04%と伺っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 利用率っていう場合は、マイナ保険証を持っておられる方が病院にかかって利用しているかどうかという率。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。はい。議員がおっしゃるとおりで、マイナ保険証をお持ちの方が医療機関で利用された率となります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ほかの世代と比べて低いということになると、ほかの世代はどれぐらいなのかというのは分かりますか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。参考までに鳥取市の国民健康保険の被保険者のマイナ保険証の利用状況ですけれども、こちらにつきましては同じ令和 7 年 4 月現在で利用率が 39.97%となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。高齢者の方に政治のことで気になることがありますかって聞くと、マイナ保険証だって言われる方が多かったです。何でかなっていうふうにも思っていたわけですけど、やっぱりこうやってきちんと全ての方に、持っている方も持っていない方も資格確認書を送られてくると、自分で更新しなくていいという、出向かなくていいというのが、今までちゃんと保険証送られてきたわけですし、やっぱりそこら辺で非常に安心感、マイナ保険証を使ってもいいし、確認書であれば、それは必ず使えるものなのでっていうことで、安心感につながるというふうに思います。今の利用率もよく分かりました。ありがとうございます

ざいます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 85 号令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして、議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 前回頂いた資料 1 の 11 ページに障害者通所施設に置き去り防止設備をしたものということで、こどもの安全安心対策事業分確定に伴う返還金ということで 31 万 5,000 円だということでした。結果、令和 6 年度にどれだけの施設に置き去り防止設備が配置されたのか、施設というか車の台数なのかもしれませんけど。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枅谷です。こちらの事業につきましては、令和 4 年度からの繰越事業の部分と令和 5 年度の追加部分がございます。令和 4 年度からの繰越部分につきましては置き去り防止装置、送迎用バスなり、車両なりの置き去り防止装置ですけども、24 事業所 53 台に対して支援を行いました。もう 1 つの令和 5 年度の現年分につきましては、置き去り防止装置につきましては 2 事業所分の 4 台、また、併せまして、登降園管理システムと、登降されたりぱっとすれば保護者の方にもメールで登降されましたよみたいなものが通知されるものになりますけども、そちらが 2 事業所が整備をされた。それについて支援を行ったということになります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今の 24 事業所 53 台と 2 事業所 4 台、これで置き去り防止設備は最低全ての事業所に配備されたことになるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枅谷です。この置き去り防止装置につきましては、痛ましい事件、事故があった後に法的な義務化をされたものでございまして、この事業を開始されたときには、当時まだ設置されていない車両については全て設置をされたものと考えております。以降、導入する部分については当初から置き去り防止装置の設置が義務づけられているということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。では以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案を承認される方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は承認すべきものと決定されました。

その他の報告

重度訪問介護及び訪問介護相当サービスを行う事業者への行政処分について

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、その他の報告として重度訪問介護及び訪問介護相当サービスを行う事業者への行政処分についての説明をお願いします。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。今日、お配りしております資料の A 4 の 1 枚の分を見ていただけたらと思います。この資料に沿って簡単ではございますが御説明申し上げます。重度訪問介護及び訪問介護相当サービスを行う事業者への行政処分についてということで報告であります。指導監査室は障害福祉サービス、これは重度訪問介護でございますが、重度訪問介護と介護サービス第 1 号訪問事業（鳥取市訪問介護相当サービス）につきまして、これを提供している一般社団法人イナバ総合福祉会に対する監査の結果、不正請求や利用者への訪問を適切に行わず、必要とされる支援や介助を怠るなど、虐待に相当する不当な行為があったことを確認しております。

このため、不正請求、人員基準違反、虚偽答弁及び不当な行為の事実に対して、指定の取消し並びに一部効力停止の行政処分を令和 7 年 6 月 24 日、昨日でございますが、行ったものでございます。事業者の概要でございますが、一般社団法人イナバ総合福祉会であります。代表理事は茗荷功敏さん、それから本サービスを行っている事業所につきましては、同一法人でございますが、管理者は川下美和子さん、それからこの事業者が行っておりますサービスは、障害福祉サービスにつきましては重度訪問介護、それから居宅介護、介護サービスにつきましては、先ほど申し上げました第 1 号訪問事業、これは鳥取市訪問介護相当サービスと訪問介護のサービスを行っていらっしゃいます。行政処分の内容でございます。障害福祉サービスの重度訪問介護につきましては、これは指定の取消し、これは昨日決定とそれから同日付で施行ということでさせていただいております。

処分理由でございますが、不正請求と人員基準違反、それから虚偽答弁でございます。不正請求の部分につきましては、ある利用者 1 人に対して、計画どおり 2 名のホームヘルパーサービスの提供が行われず、実際にサービス提供した時間以上の報酬区分で長期にわたって不正請求が行われていました。このことについては、具体的に申し上げますと、この方は障がいの程度が重くて寝たきりで、なおかつコミュニケーションが取りづらい方でございます。この方に対する、例えば介助であったりとか、食事提供であったりとか、そういうサービスの内容にな

っておるんですが、この方は 1 日、例えば午前中に 3 時間、それから午後に 3 時間、それからもう 1 人のプラスアルファで加配となるヘルパーが午前中に 1 時間、トータル 7 時間の計画が立っておりました。しかし、2 人目のヘルパーの方は、実際にはこの方にはついておらず、それで 1 人目のヘルパーの方が午前中に 1 時間、それから午後に 1 時間、要するに 7 時間の計画に対して、2 時間のサービスしか提供していなかった。ただし、それにもかかわらず請求につきましては、計画どおり 2 人とも従事したような形で請求されていたということでございます。

それで不正請求として判断をしたところでございますし、それから人員基準違反の部分につきましては、これが令和 6 年 10 月からサービス提供責任者、これは計画を立てる役割の方なんです、この方が昨年 10 月から不在になっておりまして、本来でしたら必置の方なんです、指導監査室のほうに変更の届出を出す必要があるんですが、その変更の届出も出されておらずに運営をされていらっしゃったということでございます。それから虚偽答弁につきましては、実は抜き打ち監査に入りましたのが、昨年の 6 月 14 日から入りまして、それで計 14 回ほど聞き取り調査を行っております。終わりましたのが本年の 2 月 27 日でございまして、職員からの聞き取りと、それから事業所でありました記録の押収、そういう資料も整理をさせていただいて今回の不正の事実を確認したところでございました。

この障害福祉サービスのこの処分の根拠でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる一般的に言われます障害者総合支援法の第 50 条第 1 項 4 号、6 号及び 7 号の規定によって行ったものでございます。

それから介護サービスの部分でございますが、訪問介護相当サービスの一部効力停止 3 か月、これは新規受入れの停止を令和 7 年 6 月に昨日決定させていただきまして、7 月 1 日～9 月 30 日までの 3 か月間ということで効力の停止をさせていただきました。これは何が行われていたかと申し上げますと、さっきの障害福祉とは別の方でございます。この方に、利用者 1 名、この方は全盲の方でございました。ですので、訪問介護相当サービスっていうのは、ある程度の自立度が高い方なんです、けども、例えば食事の支援であつたりとか、そういうものが必要とされる方を鳥取市が独自のサービスとして提供しておるものでございます。その要支援の必要な方に対して、実は本年の令和 7 年の 1 月に 3 日間、そのサービスの提供がなされてなかった。要するに正月に何も連絡もせず、そのままサービスを提供していなかったと。いわゆる一般的に介護の放棄につながるのではないかと、要するにネグレクトに近い事案であるというふうに判断いたしまして、これについて不当な行為なんだということで認定をさせていただいております。これは法律の根拠は介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 7 号によるものでございます。行政内容については以上でございますが、3 番目の経済上の措置でございます。

訪問介護における、我々が確認したところでございますが、少なくとも令和 5 年 5 月～令和 6 年 6 月までの期間の、先ほどの重度訪問介護に係る部分でございますが、不正請求のあった介護給付金について返還を求める予定でございます。これは保険者である障がい福祉課のほうに対応いたしますが、障がい福祉課、指導監察室で把握しておる概算では、大方 340 万程度の不正請求があったのではないかとということで確認しております。これに不正利得の徴収ということで、別途 4 割の加算を求める予定でございます。

それから4番目の欠格事由該当の範囲ということで表現しておりますが、指定取消しになった場合につきましては、その事業者及び役員、役員になったような方に関しては、その方に対して5年間は新規の指定、それから更新について制限するということになっております。茗荷功敏さん法人代表とこの事業の管理者でありました川下美和子さんにつきましては、この間、サービスの継続について制限させていただいておりますが、今回の処分の対象外になっております居宅介護、それから第1号訪問事業につきましては一部効力停止が終了した以降と、それから訪問介護につきましては、現状でサービスの継続は可能でございますので、それは申し添えたいと思います。

それから懸念事項は特にございませんが、その他といたしまして、現利用者につきましては、障害福祉サービスの居宅介護を受けられている方が2名、それから介護サービスの訪問介護の方が1名、訪問介護相当サービスの1名、計4名が現利用者として残っていらっしゃいます。サービス継続利用は可能でございまして、ただし、重度訪問介護を取消したのに、その利用者の方は大丈夫なのかというふうな多分、御懸念があるかなというふうに思いますが、現在、重度訪問介護サービスの利用者は現在ございません。それで、今回の処分理由になられていた対象の方は、やはりサービス提供の仕方が悪いということで、その前に別事業者の方に変えられていらっしゃいますので、その方はほかのサービスを受けている方は特に、路頭に迷うことはございませんので、その辺は御安心いただければというふうに思います。取りあえず報告は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 厳格な監査等々、お疲れさまでございました。こういった事象が出るときに、予兆とかもあったと思いますし、先ほど少しお話もあったと思うんですが、なぜ、これを見つけることができたのかというか、そこの入口のところを教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 このイナバ総合福祉会の不正につきましては、実は関係者の方からちょっと情報提供がございまして、これが情報提供がございましたのが、去年の抜き打ち監査に入りましたのが第1回6月14日なんですが、その前の月の5月16日に、情報をいただいております。要するにサービス実態ないのに、不正請求を行っているというような内容でございました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 そういった情報によって、そのロケ地監査っていうんですか、そこで、事前で現場を押さえられたということをお聞きしたんですが、こういった事案というのは、ほかでもやっぱり起こり得る内容ではなかろうかと思えます。それは大なり小なりです。このように極端な例になりますと、当然、監査をした上で行政処分ということもあつたりもするんですが、それに至らないまでの小さなものもあるのではなかろうかっていうところを思うんですが、そういった再発防止というんでしょうか、あるいは他社においても啓発というんでしょうか、その辺についてはどのように行っていくような予定でしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 今回の件につきましては、このイナバ総合福祉会については令和 4 年に運営指導という定期の監査ではないんですけども、実地で書類を見させていただいたり、記録が取れてるかというふうなのは確認をさせていただいておりますが、そのときには書類がきれいに整理といった表現がございませんが、ちょっと悪いんですが、特に問題点等見出すことはできませんでした。

ですので、今回のケースにつきましては、基本的には集団指導の中で、こういうふうな処分事案があるということで、全事業者に対して御指摘、それから注意していただきたいこと、そういうものは呼びかけをするとともに、普段の我々の運営指導ですとか、そういうふうなものについても細かいところを注意して見るようにということで、職員に対して呼びかけをしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 分かりました。この事業所っていうのは、この鳥取市域の中で何社ほど、こういった介護サービスを行っている事業者というのは何社あるかということと、あと、過去に、こういった行政指導も含めてなんですけども、処分とか過去にそういった事案というのが何件ぐらいあったのか、そこは急な質問なんですけども、分かればその辺も教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 重度訪問介護につきましては、現在、市内で 24 事業所ございます。それから居宅介護は 30 事業所、それから、訪問介護につきましては 42 事業所、第 1 号訪問事業の訪問介護相当サービスを行っておりますのが、市内で 44 事業所ということでございます。処分をした件数ですが、すみません。うろ覚えで申し訳ないんですが、去年はなかったんでしたっけ、0 件。5 年度に 4 件ほど処分をさせていただいてというようなことだったと思います。また、ちょっと確認してお伝えしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。かなり事業所ありますし、今のあの報酬の話とか、いろいろこの介護をめぐるでは、いろんな問題が起きやすい環境になっているじゃないかと思う。また、その訪問介護になりますと、特に家庭家庭でその先々で行われる内容でもありますので、だんだん目の届かない分野になってくると思いますので、このたびのこの事例というのは、ひょっとすると氷山の一角なのかも分からない部分も考えられますので、そういった考えは排除することはできないと思いますので、引き続きといいますか、脇を締められたような、またはそのほかの事業者に対しても十分な何か働きかけとかいうのを含めながら、こういった事象がないような形で引き続き取り組んでいけたらと思います。はい。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 今、岡田委員がおっしゃいましたように、こういう事案といいますか、ことがありますと、ほかの介護所はどうなのかとか、そういうふうに心配されるところとか、そこに今まで気がつかないところに、この目が向けられたりすることも多くなるのかなと思うんですが、私自身も本当にいろんな訪問サービスされている方とか見ても、もうそれこそ本当に自

分の時間を削って、もう必死になって利用者さんのことを思って、取り組んでいらっしゃる方もたくさんありまして、今回のこのケースですけども、先ほど説明がありました。

私も不正請求をしたとか、そういうのは本当にあってはいけないことですけども、でも、何かの事情があって、事情は許されることではないんですけども、そういったこともあるのかと思って、その中でも特に私が本当にこの心配することっていいですか、今回の中では看過できないと思ったのは、先ほど説明のあった全盲の方に対するところで、介護の放棄、ネグレクトとみなすっていうところなんですけども、これは本当にその利用者さんに対して、時には命にも関わるようなことにもなるんじゃないかなっていうふうに懸念します。これについて、今回のこの行政処分されたこと、適切な処分をされていることだと思いますけども、改めてその原因とか、特に注意すべきこととか、どんなふうに認識されているのかお伺いします。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 実は、この処分をするに当たりまして、実は5月13日に聴聞会を開いております。聴聞会というのは、行政処分する手続の中で、この処分に対して何か申し開き、それから言い分、そういうものが事業者側にあった場合について行政側がお聞きしますよと。もしそれが正当性があれば、処分内容について見直しをすとか、そういうふうな1つのお互いの意見を擦り合わせる場所がございますが、このイナバ総合福祉会につきましては出席がなく、しかも、そういうふうな意見というものは述べられるということはございませんでした。

ですので、こちらが監査に入っている最中につきましては、自分はそういうふうなことはしていないというようなことを否定されるような状況でございましたので、ただ、我々としては、いろんな出勤簿ですとか、いろんな資料を整理した上で、職員の方から聞き取り調査をさせていただいたところ、事業者から、法人代表から指示があったというようなことを確認しておりますので、この不正については確かにというようなものを感じております。たしか、今回の介護サービスの相当サービスの全盲の方、確かに3日間サービス受けられなくて、結局は困られて御自宅にあったパンで何とかしのいだというようなことを伺っております。ですので、こういうふうな悪質なケースにつきましては、やはり躊躇なく厳しい決定を下すということも必要なのかなというふうには考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 御説明いただきました。おっしゃいましたように、やはり1つの命に及ぶことに当たりますので、本市としてはこの支援とか、サービスっていうのはただのサービスっていう意味ではなくて、命を守るための支援をしていただいているっていうことを、また肝に銘じて、今後もそのような指導をしていただきながら事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今後のことについてなんですが、集団指導で注意喚起するということは、ぜひ、お願いしたいと思うんですが、訪問介護員の人数だとかそういうのと、それから訪問件数、サービスの請求を見られて、これは体制上、えらい無理があるんじゃないかとか、そういうのっ

ていうのはチェックすることというのは難しいんでしょうかね。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 いわゆる岩永委員がおっしゃっているのは、水際の防止ができないのかというふうな御趣旨で御質問されたと思いますが、なかなか難しいのではないかなど。例えば、別で相談支援事業所があつて、プランを立てている、例えばケアマネみたいな方が、請求内容がちょっとこれおかしいんじゃないのとか、そういうことのチェックは多分していただいていると思うので、その際の機微な情報がもしあれば、提供いただきましたら、そこでちょっと聞き取りは可能かもしれませんが、全部の請求内容を確認するというのは、多分物理的、無理ではないかなというふうには考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 本当にその障害持った方、あるいは訪問介護ということで言えば、高齢者の方の生活を支えるというところで、本当に大事な事業なんだと思うんですけど、今日みたいなお話を聞くと非常にがっかりしますし、聴聞会にも出席、そういう機会があるというのも今日初めて聞かしていただいて、事業を継続するに当たっては、本当にこの事業の意味というか、しっかり踏まえてやっていただきたいなと思いますので、どういう形で、例えば始めるとき、あるいは集団でということにしか、なかなか難しいのかもしれませんが、指導監査よろしくお願ひしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上でよろしいでしょうか。そのほか何かございますでしょうか。では、これで福祉部を終了します。福祉部の皆さんは退席ください。

【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に、竹内健康こども部長より挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 おはようございます。健康こども部長の竹内です。本日はよろしくお願ひします。本日は、先日 17 日の委員会で御説明をさせていただきました議案 2 件、議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算、それから議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認について、この議案 2 件の御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひします。それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 22 ページの子育て支援短期利用事業費です。25 万円引き上がったわけですけど、

積算根拠について教えてください。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。こちらの積算根拠なんですけども、国からの交付要綱に基づいて変更しておるものでして、その内容については、こちらのほうでは承知していないところです。毎年、交付要綱が改定になって、20 万程度とか、そういうような形で額が改定されてきているというところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 何人利用されて、利用者があるから、こういう計算で 25 万上がったとかいうことかなっていうふうに思ったんですが。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。回答になってるどうかはあれなんですけども、基本的にはこの専任人員の配置っていいますのは、専任人員をその施設のほう、児童養護施設のほうの子育て支援短期利用事業のほうの専任人員ということで、職員を 1 名以上配置するという形で、専属で 1 名でするので、それはその事業所によって配置の仕方っていうのはあれなんですけども、専属の職員として、このたびのうちの委託している事業者としましては鳥取こども学園さんなんですけども、そちらのほうとしましては 1 名の方の人件費という形で補助金の交付申請をしていただいているところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かりました。専属の事業所が 1 つで、専属の職員さんが 1 名以上おられるということで 25 万と。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田委員。

◆岡田信俊委員 1 つ、すみません。事業別概要書 23 ページです。公衆浴場確保対策補助金ということでもありますけども、省エネルギー化を図るための施設改修ということですけど、具体的なことを教えてくださいませんか。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子副所長兼保健総務課長 2 施設ございます。元湯温泉さんにつきましては源泉ピストンポンプの整備ということで、ポンプの内部に温泉成分スケール、いわゆる湯あかが蓄積しておりまして、くみ上げ効率が低下をしているというような状況がございます。このたびの整備によりましてくみ上げ効率を上げることにより、消費電力を削減できるということになります。

それから 2 施設目の日乃丸温泉さんですけれども、こちらは温水ボイラーの熱交換器の整備により施設の省エネルギー化を図るものでございますが、こちらにつきましても、やはりちょっと経年による温泉成分スケール湯あかの蓄積により効率が低下をしております、こちらにつきましては導入により燃料使用量の削減をすることができるということで、こちらのこのたび整備をされます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 分かりました。ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 今の質問に関連してすみません。その湯あかっていうのは、やっぱり経年っていいですか、ずっと使い続けていくとどうしても詰まって、もう換えるしかないっていうか、それをきれいにするような清掃だとか、そういうものは全然できないようなもんなんじゃないかな。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子副所長兼保健総務課長 保健総務課の光浪です。日々の清掃はされておられると思いますが、やはりどうしても蓄積はなかなか相当の年数がたつとどうしても難しいのかなと思いますし、ポンプとか内部の湯あか等になりますと、またちょっと清掃も行き届かない面はあるかなと思います。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 すみません。私も詳しく分からないんですけども、ということは、そういう機械というのは、清掃云々じゃなくて、やっぱり使い続けるとそういうものがたまっていって、いつかはそれが原因で取り換えないといけないもんなんだなっていうものなんですよ。ということに理解させていただきました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 21 ページ下段の、これも交付基準額の引上げの通知があったということで、それ以上の説明はないのかなと思ったりしたんですが、何かこういう基準によってこれだけ上がったんだっていうのがあったら教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、国の交付基準額につきましては、各施設の定員数の区分であったり、あと、本体工事費、解体撤去工事費などの工事費の区分などによって細かく設定がございます。ですので、今回、国からの改定に合わせて、その改定後のその基準額を用いて算定したところ、それぞれ 2 施設の整備事業に関して、これだけの増加額があったというところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きまして議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 説明資料の 7 ページの財源更正なんですけども、地方債、俗に言う起債から全部一般会計に落ちてると。これについて、ここだけではないんですけど、そもそも当初予算でこの起債を充てとったのが的確だったのか、この起債を財源更正した、ここで一般財源がかなり増えとるわけですけども、この経緯とか、内容について教えていただけないでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。少し詳しいところはちょっと財政のほうでの話になってくるのかなとは思っておりますけども、全庁的にこの起債を充てる事業に関して、財政のほうで年度末に確認をされた上で一般財源が充てられるという判断で充てられたものだと思っておりますけども、ちょっと詳しい内容については、申し訳ございません。こちらでは把握しておりません。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** ちなみに、ここに当たった起債の種類等は御存じであれば教えていただけないでしょうか。内容については確かにちょっとこの手法がどうかなという、ずっともう当初予算のときは起債を充てて、一般財源は少ないですよみたいな、見せかけみたいなのところがあるので、そこがちょっと正していかないといけんのかなというのが私、思っているとこで、たまたま福祉の委員会なんで、ちょっと聞いたところです。起債の種類について教えていただけないか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 起債の種類ですが、これ 7 ページの 3 つ全てにおいて、行政改革推進債が当たっておりまして、こちらの起債のほうは地方公共団体が自主的に行政改革を進めて、財政の健全化に取り組む際に、公共施設の整備事業などに対して発行できる地方債の一種となっております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 市が発行するのをなるべく抑えたいという意味はあるんですけど、それなら最初から一般財源でよかったんじゃないかなという思いもあって、ここに限らずですけども、ちょっと全体の組立てをどうかなというのに疑問があったもので、あとは財政のほうに聞きたいと思います。以上で終わります。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 9 ページの吉岡温泉町に妊娠・出産包括支援事業、繰越しで今年度にとということなんですが、具体的にどんな施設が予定されているのか教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 森田所長。

○**森田誠一こども家庭センター所長** こちら繰越し計算書のほうの説明の質問ということで。こども家庭センターの森田です。一応、参考までに御説明をさせていただきます。吉岡温泉町の新生館ですね、旅館の。そちらの別館のほうの改修をされて、それで産後ケア施設を造るという

形です。ですから、温泉施設を利用した産後ケア施設ということになります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。その前のページの 8 ページですが、感染症予防債で、これ令和 5 年の結核予防費だっているように言われたと思うんですが、結核の最近の状況も含めて、令和 5 年、6 年の状況など、教えていただきたいなと思います。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。最近の結核の動向はということですが、詳しい具体的な数は今ちょっと持ち合わせておりませんのでお話しできないんですが、やはり年間何件か新規の発生届は出ております。最近では高齢者の発生が多かったんですが、外国籍の方の発生も出てきておりまして、就労のために日本にいられて、体調を崩して受診したところ結核だったというような方も出てきております。これは全国的にも言われているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。具体的にこの 8,000 円の補正は、令和 5 年の分という理解でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。はい、5 年度分になります。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案を承認される方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は承認すべきものと決定されました。

陳情

令和 7 年陳情第 8 号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情
について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続いて陳情審査に入ります。令和 7 年陳情第 8 号あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情について、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 前回の委員会で、文面審査としてもちょっと理解しがたい面があるということをおっしゃっていただいたんですが、その思いは変わらないんですが、前回の委員会で雁長課長のほうから詳しい説明をいただきました。その中で今後の本市の考え方、対応等々についてお話しいただいたわけでありまして、本市の対応は適切であってガイドラインが正し

く運用されているというふうに私は理解をさせていただきました。この提出者は奈良の方でありまして、もちろん奈良の方が鳥取市にこういうものを出されることは別に問題ではないんですけども、果たして本市のこと分かって出しておられるのかなということが大変疑問の点もありまして、このガイドラインが少なくともこの運用がされているかどうかということで様子を見るべきときで、この陳情は反対であります。反対したいです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私も意見として、この間、説明を受けて令和7年の2月から、国からこの件についての通知がなされて市として現在も関係者への指導や周知を行っていたり、指導を行っていると。本市におけるこの広告ガイドラインとの、どれだけ違反する広告があつて、どうだつてというような実態がしっかり分からない状態で、今現在も指導や通知をされているという状況でございますので、この奈良の方が出されているんですけども、時期尚早かなと思っております。

したがいまして、この文面では確認が取れないと、本市の状況は分からないということで私は反対の立場で意見を申し上げます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 質問なんです、そのガイドラインが適正かつ積極的に運用されることを求めるという陳情事項で、その文面の中に一斉点検という言葉が入っていて、この間、課長から説明聞いたら文書配布とかね、そういうことをされるというお話しでした。一斉点検というのはガイドラインの中には入っていないように思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。一斉点検を下さいというようなことは書いてありません。あくまでガイドラインですので、それぞれの施術所がこのガイドラインに沿って広告をしてくださいという中身になりますが、市の対応としましては、このガイドラインのことの周知と、また、一斉点検につきましても今年度実施するかどうかも含めて、今、検討しているところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。あはきの事業所一覧を引っ張り出してみました。たくさんあります。今回ガイドラインがなかったって言われました。なぜこういうガイドラインをつくらないといけない事情が出てきたのかなというのを勝手に想像したんですが、例えば、タイ式マッサージとか、いわゆるそういうところは、あはきの中には入っていませんでした。そういうたくさんできているああいう事業所は、どこが許可をしたり、何か管轄をしているところなのかというの、分かりますか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。このあはきと柔道整復の広告ガイドラインですけども、もちろんあはきの施術所だったり、柔道の整復を届出をして実施しているところはもちろん対象にあるんですけども、無資格であつたりとか、無届けで、例えば整体をやっているという事業所につきましても、やはりこのガイドラインに該当する、例えば診療の診を使

っているですとか、マッサージという言葉を使っているですとか、そういうところにつきましましては、このガイドライン適用の範囲内となっておりますので、それを取りまとめているようなところはないんですけれども、じゃあ、保健所としてはそういうところを含めてガイドラインを適用して見ていこうというふうに思っているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ということは、いわゆるそういういっぱいタイ式、何式って、いっぱいマッサージの施術所があるんですけど、ああいうところは資格があるかないかも分からないし、それから、いわゆる届出は必要ないんですね。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 資格を持っていない方で、そういう整体をされるところについては、届出の必要はございません。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 だけど、これからはガイドラインができたのでガイドラインに基づいて、そういう届出がないけど、広告出していたり、実際やっているとところも指導監査になるのか、何になるのかは分かりませんが、ガイドラインは広告ですから広告に適しているかどうかということでチェックをしていく、事業所の1つに入ってくるという理解でよろしいですか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 あくまでガイドラインですので、法律とかで規制されるものではないので、事業所自体がこれを見て自分自身で判断するということになりますので、こちらからそういう看板を上げているところに出向いてチェックをしていくというようなことは考えておりません。

ただ、通報というか、同業の方だったり、実際にあはきで届出を出している方からも年に何件か、通報という形で、こういう広告で無許可でやっているよというようなことを受けることがありますので、そういうところについては出向くなり、連絡を取ってガイドラインのことについての説明などをしていく予定にはしております。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 先日の説明の中でも、これから全ての事業所といいますか、そちらのほうに文書を送らせていただくというような話であったりとか、あと、ホームページも市のほうで上げていっちゃったりして、なので、このガイドラインに対して特に今、鳥取市の中、本市においては不備があるものではなくて、もう対象というものをやっているような状況を見ます。そこで、こういったさっき岡田委員さんもおっしゃったんですけども、既に本市が対応しているものについて他県のほうからの陳情を受けたときのそこの陳情を賛成するのか、反対するのかというか、あるいは差戻しなのかでないんですけども、ちょっとその辺のルールも探してみますけども、よく分からなくて、こういった既にうちはやっていますよというものに対するものについて、この場で賛成なのか、反対なのかという2つの選択をしなければならないものなんだろうかと。だとすれば、反対しかないかなというふうに捉えます。すごくはっきりした答えではないんですが、そういうことを思っておりますが、何かそのことで教えていただけた

らと思うんですが。

◆**勝田鮮二委員長** じゃあ、委員間討議ということで。

◆**西尾彰仁委員** 加嶋さんが言われりゃあれだけど、そもそも鳥取市では、県外とか市外とかの受けないというのがないので、米子市なんかは県外とかの受けられないという市議会のルールをつくっておられるので、そこら辺は今後、うちのことに限らず、議会改革とか、議運そういう場で自ら考えていって、私もそんな県外の委員会、こういう陳情なんか受けて、こういう意見書が出ると賛成か反対の2つしかないでしょ、2択、2択で、それが今、適しているのかなというところは思うので、これは議会として、議員として上に上げていくべきだなと思っております。先輩議員の副委員長の加嶋さん、どうぞ。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 開政加嶋です。岡田委員の質疑にお答えいたします。本市では先ほど西尾委員が言われたとおり採択をするかしないかの2択なんですけども、他の市町村によっては趣旨採択というような趣旨には賛同をするという意向を示すような選択肢も設けておるところがあります。そして、本市が鳥取市以外の陳情のものを受け付けるというふうに門戸を開いておるわけですので、これをさらに県内、鳥取市の住所がある方からしか提出を求めませんよと、認めませんよとなってくると、開かれた議会が閉じる傾向にはなってしまうのかなというところで、なかなか難しいところがあるのかなというのがあります。

西尾委員が言われたように、米子市もありましたけど、大山町もそうですかね、県外から来たものはお受けして、それを議員に配布するけれども、審議をしないというようなところもあったりしますので、それはこの場ではなく、また、議会改革や議会運営委員会の中、またはこの定例会の後に総括があると思いますけども、総括意見として提出をして述べていくのがふさわしいかなと思います。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** はい、どうぞ、岩永委員。

◆**岩永安子委員** いろんな意見がね、意見書を上げてほしいという請願や陳情やその県外からあることだって、私はそれを委員会としてどう議論していくのかという議論の機会を与えられたものとして、やっぱりそんな狭める必要は、私はないと思います。それは大きな国に対していう場合だってあるでしょうし、この陳情の場合はちょっと国に対してということではありませんけど、そういういろいろ考える機会や意見を表す機会を狭めるというのは、鳥取市議会が取る方向ではないと。開かれた議会ですっかり議論していこうという立場だと思いますので、それに対して私は違うじゃないかというふうに思っております。

◆**勝田鮮二委員長** それでは委員間討議は終了したいと思います。そのほかはございますか。加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 開政加嶋です。前半の委員会でももめたんですけども、一斉点検というふうに文面では書いてあるんですけど、この一斉点検が戸別訪問してほしいというふうには読み取れませんし、例えば1店舗1店舗が出しているホームページをチェックでもして点検というようなことではないのかなと。どういうふうなものが規制対象になっていくかというのは、雁長課長に説明していただいたとおり、その診の字を使えない。診療、診察、休診日と、この中

に診という漢字をその許可を得てない方、使っては駄目ですよと、医科と紛らわしいので駄目なんですっていうのが今回のものでありますし、例えば芸能人の方が利用していますみたいな広告、これも禁止しますっていうのが規制対象なので、鳥取でお店をされてるか、しないかとは別個にインターネットに出てくるバーナー広告だとか、テレビコマーシャルだとか、そういったものも規制対象にはなっていくようなものでありまして、現行のものに対して当然厳しくっていう意味合いでこの文面を捉えるのか、新規にそういったものが出てこないように厳しく捉えるのかというのは、それぞれの会派での解釈が異なっているんだろうなとは思いますが、それでも、本市がこの令和6年度末頃ですよ、2月にこのガイドラインの制定を受けて、内部でまだ検討中の部分もあるし、なおかつこれから書類を送付していこうかというようなことが決まっているというところでありまして、本市が取り組もうとしているところに対してのこの陳情の趣旨は沿っているものであると我々は解釈しましたので賛成のほうで、この趣旨には賛同するものと思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 このガイドラインができるまで恐らく全国的にも、また、もしかしたら本市でもそういった適切ではないそうした広告が出てたりとかあったのではないかなと、そういうことを心配された方、また、そういうことをなくしていきたい、きちっとした仕事をしていきたいという方たちが声挙げられて、こういうふうなガイドラインができたんだというふうに理解しています。

こうしたガイドラインができて、これからそれが取り組まれていることですよ、この陳情自体が間違っていることではないと思うんですけども、この陳情が本市に出されているっていうことは、例えば本市がそこにまだ力が入っていないんだとか、ガイドラインを全然見ようとしてないんだとか、何か欠陥があるんだとしたらこの陳情を受けて訂正していかないといけないところなんですけど、この陳情を受けた場合、それからこの陳情を受けてどうするかっていうこと、次のことを起こそうとした場合に、ちょっとそこには、今までも御意見出てるように、今後の取組むというところで保健所が管轄で指導をしていかれるっていうことだと思いますので、私も、前回の委員会ホームページも出しているっていうことをおっしゃったので見させていただいて、ホームページを見れば、市民の方も理解できると思いますし、こういうことっていうのは気をつけないといけないことなんだっていうのも出ているんじゃないかなっていうふうに思いますので、そういう意味では、本市としてはこの陳情を受ける必要はないのかなと思ひまして、賛成しかねるというふうに私は考えています。

◆勝田鮮二委員長 どうぞ、岩永委員。

◆岩永安子委員 前回のときも言ったんですけど、私、陳情事項に書かれているガイドラインが適正かつ積極的に運用されることを求める。保健所の業務の姿勢はガイドラインに沿って適正かつ積極的にやっていくということを業務としてやろうとしておられることだと思いますので、令和7年2月にこれが制定されたばかりなんですけど、その立場で仕事をやろうと思っておられると思いますし、やってくださいねという陳情だというふうに思いますので、私は反対するものじゃないというふうに思っております。

◆勝田鮮二委員長 それでは皆さんから意見もお聞きしましたので、質疑は終結したいと思います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで討論を終結します。これより令和 7 年陳情第 8 号あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 それでは賛成少数であります。よって本陳情は不採択とすることに決定しました。それでは不採択理由を確認させていただきます。委員の皆さんからは先ほどたくさん意見をいただいております。そうしましたら、それに対しての皆様のお意見がありますか、不採択理由ですね。岡田実委員。

◆岡田 実委員 言ったとおりなんですけども、本市としてはこのガイドラインに沿った業務を推進してるためというのが、もうそれしか理由がないかなと思います。推進という言葉がいいか、既にガイドラインに沿った業務を、業務というんでしょうか、ちょっとそこの言葉、それはもう実施してるから、推進してるからそういった内容でいいと思います。

◆勝田鮮二委員長 それでは今、意見のほかに御意見がございましたら。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 ちょっと元に戻るようなんですけど、このガイドラインを施行するための予算というのは、厚生労働省出されるとしたら、これはついてくるものなんですか。補助とか、その業務に対する単純な市費なのか、それとも国からの補助がついてるものなのか、ちょっと教えてください。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 このガイドラインをしていくに当たりましては、予算はございません。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 ちょっとそれは僕としてはちょっとおかしいなと。国全体として進めるようなものであれば、当然、地方都市に対する事業を推進する予算、補助、助成金はあるものと思っていますので、そちらのほうから進めていったほうがいいじゃないかなということをお私に思います。

◆勝田鮮二委員長 意見ということで。そのほかございますか。そうしましたら、先ほど意見いただいた御意見等をまとめて、正副委員長で最後にまとめて確認するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 以上で陳情審査を終了します。以上でよろしいでしょうか。そのほか何かございますでしょうか。これで健康こども部を終了します。健康こども部の皆さんは退席ください。

◆勝田鮮二委員長 そうしましたら、その他に入る前に、先ほど福祉部の山形室長のほうから回答といたしますか、よろしく願います。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 先ほど岡田議員さんのほうから御質問いただきました行政

処分の実施状況、どうなのかっていうふうなこと御質問ございました。中核市移行になりました鳥取市が行いました処分につきましては、令和 4 年度が、これ、一部効力停止ということで介護が 2 件、障がいが 1 件、それで令和 4 年度については 3 件でございます。令和 5 年度は、これも一部効力停止で、介護が 3 件、障がいが 1 件、この年度は計 4 件でございます。それで、今年度、令和 6 年度は、処分はございませんでしたが、先ほど申し上げました今年度の取り消し、障がいが 1 件と、一部効力停止、介護が 1 件ということになりますので、合わせましたら全部で 9 件というふうなことでございますので、御了解いただけたらというふうに思います。

それから、サービス事業者どのくらいいるのかっていうふうな御質問ございました。直近で介護保険サービス事業者につきましては、これ、業種が重なってる部分があるので特定はできませんが、全部で 1,435 件ございますので、物理的になかなか難しいということと、それから障がいにつきましては 339 件ございますので、なかなかというふうなことでございます。以上でございます。

その他

委員会視察報告書について

- ◆**勝田 鮮二委員長** それでは次に委員会の視察報告書について入ります。視察報告書の議会だより原稿について、今、案をお手元にお配りしております。御意見等ございましたらお願いします。西尾委員。
- ◆**西尾 彰仁委員** 文面もこれできれいにまとまっとると思いますし、写真も適正な、いい、人が並んどるような、この間言った写真じゃなくて、研修しておられる写真で、これでいいと思います。以上です。
- ◆**勝田 鮮二委員長** ございませんか。それでは案のとおり議会だよりの原稿といたしたいと思います。先ほどの不採択のまとめるに当たって少し時間が欲しいので。そうしますと、ちょっとお昼に入りますけど、発言、意見等々いろいろ確認したいので 15 分、12 時 15 分再開ということで、暫時休憩ということで。よろしくお願いします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 12 時 14 分 再開

- ◆**勝田 鮮二委員長** それでは再開いたします。陳情の不採択理由の確認でございます。お手元に配布していますが、不採択理由、案でございますが、本市は既にガイドラインに沿った業務に取り組んでいると考えるためということで、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田 鮮二委員長** それでは不採択理由は、今、読み上げたとおりと決定いたしました。そうしましたら、その他、皆様から何かございますでしょうか。なければ以上で福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後 12 時 15 分 閉会

令和 7 年 6 月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、陳情審査)

日 時：令和 7 年 6 月 2 5 日 (水)

1 0 : 0 0 ~

場 所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

福 祉 部 (1 0 : 0 0 ~)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 82 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 1 号) 【所管に属する部分】
- ・ 議案第 85 号 令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 97 号 専決処分事項の報告及び承認について 【所管に属する部分】

2 その他の報告

- ・ 重度訪問介護及び訪問介護相当サービスを行う事業者への行政処分について (指導監査室)

健康こども部 (福祉部終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 82 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 1 号) 【所管に属する部分】
- ・ 議案第 97 号 専決処分事項の報告及び承認について 【所管に属する部分】

2 陳情【質疑・討論・採決】

<陳情 (新規) >

- ・ 令和 7 年陳情第 8 号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める
陳情

そ の 他（健康こども部終了後）

- 委員会視察報告書について